

写

議案第 六 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を  
改正する条例の一部改正について

次のとおり教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例  
の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条  
第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年三月十日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十七年三月十日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を  
改正する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十  
六年三朝町条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「、当分の間」を「、昭和五十六年度に限り」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。